

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 2 9 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所さけます部門札幌拠点長 高村 良治

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 徳志別さけます事業所第 1 受電設備更新工事
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 工 事 内 容 入札説明書による。
- (4) 履 行 期 限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 1 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事契約」の業種「電気工事」で「A」、「B」又は「C」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
札幌市豊平区中の島 2 条 2 丁目 4 番 1 号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所さけます部門 札幌拠点 管理チーム
電 話 0 1 1 - 8 2 2 - 2 1 7 8
F A X 0 1 1 - 8 2 2 - 3 3 4 2
 - ② 宅配便着払いによる交付
任意の様式に「徳志別さけます事業所第 1 受電設備更新工事入札説明書希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記入のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。
 - ③ メールによる交付
任意書式に「徳志別さけます事業所第 1 受電設備更新工事入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 6 月 6 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対

して行おうととも、に当機構のホームページにて公表することにより、入札説明会に代える。発生した場合も随時受け付け、なお、当該日以降に質疑が生じた場合も随時受け付け、同様に対応する。個人に関する情報であって特定の財産権等個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等個人を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和7年6月12日 10時00分
北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
札幌庁舎 2階会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和7年6月12日 9時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金

免除。
- (3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。ただし、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行う場合はこの限りではない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要。
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は農林水産省大臣官房予算課の資格確認通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1とし
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるか認められず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。また、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公 表 日
契 約 締 結 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 原 則 と し て 7 2 日 以 内 (4 月 に 締 結 し た 契 約 に つ い て
は 原 則 と し て 9 3 日 以 内)

(5) そ の 他
当 機 構 ホ ー ム ペ ー ジ (契 約 に 関 す る 情 報) に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
が 行 う 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表 に つ い て 」 が 掲 載 さ れ て い る の で ご 確 認 い た だ く と と も に 、
所 要 の 情 報 の 当 機 構 へ の 提 供 及 び 情 報 の 公 表 に 同 意 の 上 で 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約
の 締 結 を 行 っ て い た だ く よ う ご 理 解 と ご 協 力 を お 願 い い た し ま す 。 と み な さ せ て い た だ
き ま す の で 、 ご 了 知 願 い ま す 。

8 . 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て

当 機 構 で は 、 国 より 示 さ れ た 「 研 究 機 関 に お け る 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン
(実 施 基 準) 」 (平 成 1 9 年 2 月 1 5 日 文 部 科 学 大 臣 決 定) に 沿 っ て 、 公 的 研 究 費 の 契 約 等
に お け る 不 正 防 止 の 取 り 組 み を 行 っ て お り 、 取 り 組 み の ひ と つ と し て 、 取 引 先 の 皆 様 に 「 国
立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 」 (URL : https://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf) を ご 理 解 い た だ き 、 一 定 金
額 以 上 の 契 約 に 際 し て 、 当 該 注 意 事 項 を 遵 守 す る 旨 の 「 誓 約 書 」 の 提 出 を お 願 い し て い ま す 。

公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 関 係 書 類 (① 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ
い て 、 ② 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 、 ③ 誓 約
書) は 、 入 札 説 明 書 に 添 付 し ま す の で 、 契 約 相 手 方 と な っ た 場 合 は 、 誓 約 書 の 提 出 を お 願 い
し ま す 。

な お 、 当 機 構 の 本 部 、 研 究 所 、 開 発 調 査 セ ン タ ー 、 水 産 大 学 校 い ず れ か 1 箇 所 に 1 回 提 出
し て い た だ け れ ば 、 当 機 構 内 の 次 回 以 降 の 契 約 で は 再 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ン 。

工 事 概 要

徳志別さけます事業所第1受電設備更新工事

注) 本工事概要は、入札参加希望者に工事の概要を示すものです。
入札にあたっては、必ず工事仕様書をお受け取りになり積算下さい。
本資料に基づく入札はできませんのでご注意願います。

1. 件 名 徳志別さけます事業所第1受電設備更新工事
2. 履行場所 北海道枝幸郡枝幸町徳志別1277番地2
国立研究開発法人水産研究・教育機構
徳志別さけます事業所
3. 工 期 令和7年11月28日
4. 工事概要 徳志別さけます事業所第1受電設備の更新工事を行う

(主な工事内容)

電気工事

第1受電設備電灯変圧器及び動力変圧器の撤去・新設、キュービクル内改修
各電気工作物の更新に伴い必要となる消耗品等についても交換を行うこと。
ただしケーブルは既設品を再利用すること。

変圧器撤去処分

変圧器搬入据付

- ・電灯変圧器 (1φ3W30KVA トップランナー油入)
- ・動力変圧器 (3φ3W150KVA トップランナー油入)

キュービクル改修

耐圧試験

令和7年度

電気設備改修工事

仕様書

1.

工 事 名

徳志別さけます事業所第1受電設備更新工事

2.

工事場所

北海道枝幸郡枝幸町徳志別1277番地2国立研究開発法人水産研究・教育機構徳志別さけます事業所

3.

工事概要

本工事は、徳志別さけます事業所の第1発電機室の電灯用変圧器及び動力用変圧器について25年が経過しており、経年使用による事故の恐れがあるため更新を行い、施設管理について万全の状態を図ることを目的とする。

4.

工事種目

番号	名称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考
1	ふ化室兼養魚池上屋第1発電機室受電設備	改修	キュービクル内 電灯変圧器、動力変圧器撤去更新	2	1	式	

5.

工期

令和7年 月 日 から 令和7年11月28日 迄

6.

一般事項

[]内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目を示す。

(1) 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の最新版による。

(2) 総則他、一般事項の抜粋

特記事項は、●印のついたものを適用する。○印のつかないものは※印を適用する。

①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。
②疑義に対する協議等 [1.1.8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。
③実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。
④施工図等 [1.2.3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。
⑤関係法令の遵守 [1.1.13]	電気設備技術基準、同基準解釈、その他関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を遵守し、工事の円滑な進行を図る。
⑥電気保安技術者 [1.3.2]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（○適用する ・適用しない）
⑦施工条件 [1.3.3]	●施工可能時間帯 ●指定なし ※図示 ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示
	○停電作業は、協議による。
⑧後片付け [1.3.11]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。
⑨環境への配慮 [1.4.1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。

⑩機材の品質等
[1.4.2]

⑪養生
[1.7.1～3]

⑫発生材の処理等
[1.9.1]

⑬完成図書
[1.11.1～3]

本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。

○当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。
○引渡しを要するもの。（○無し ・あり（・金属類 ・○○○））

○完成図（○作成する ・作成しない）
○工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。
○電子納品（○適用する・適用しない）○製本納品（○適用する・適用しない）

7.

共通工事

(1) 共通事項

①停電作業 [2.1.1]	事前に、停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、協議すること。
------------------	---

(2) 仮設工事

①足場 [2.2.2]	本工事で設置する。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。
②工事用電力等 [2.2.4]	○本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）

8.

電気設備工事

(1) 第1受電設備電灯変圧器及び動力変圧器の撤去・新設、キュービクル改修

・以下及び別紙図面のとおり更新を行うこと。

・各電気工作物の更新に伴い必要となる配線、消耗品等についても交換を行うこと。

・非常用発電機を使用し、停電が発生しないよう作業すること。

変圧器撤去処分

変圧器搬入据付

キュービクル改修

耐圧試験

(2) 工事の手順及び詳細については、当所職員と十分に打合せを行うこと。

(3) 工事完了後、使用に支障がないことを確認すること。

9.

その他

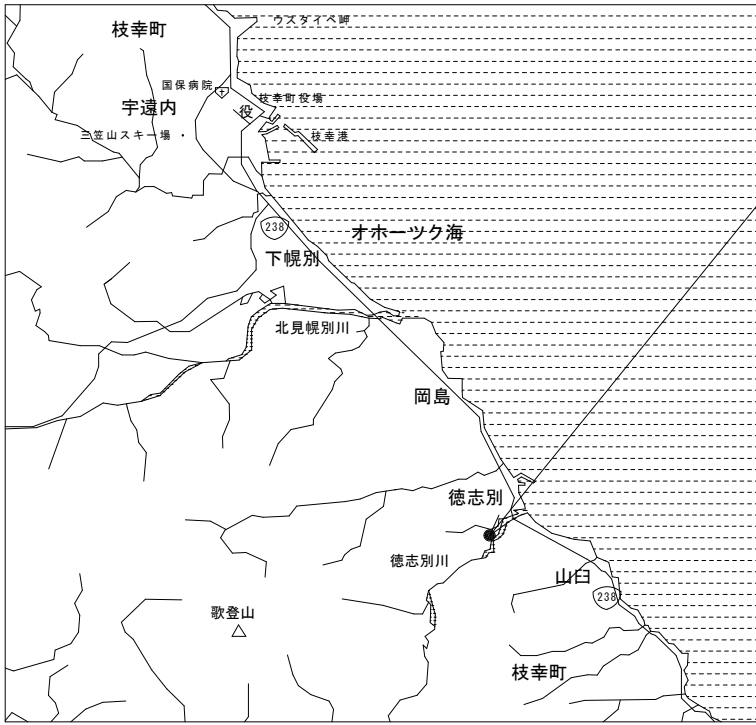
図示による

工事名：

徳志別さけます事業所第1受電設備更新工事

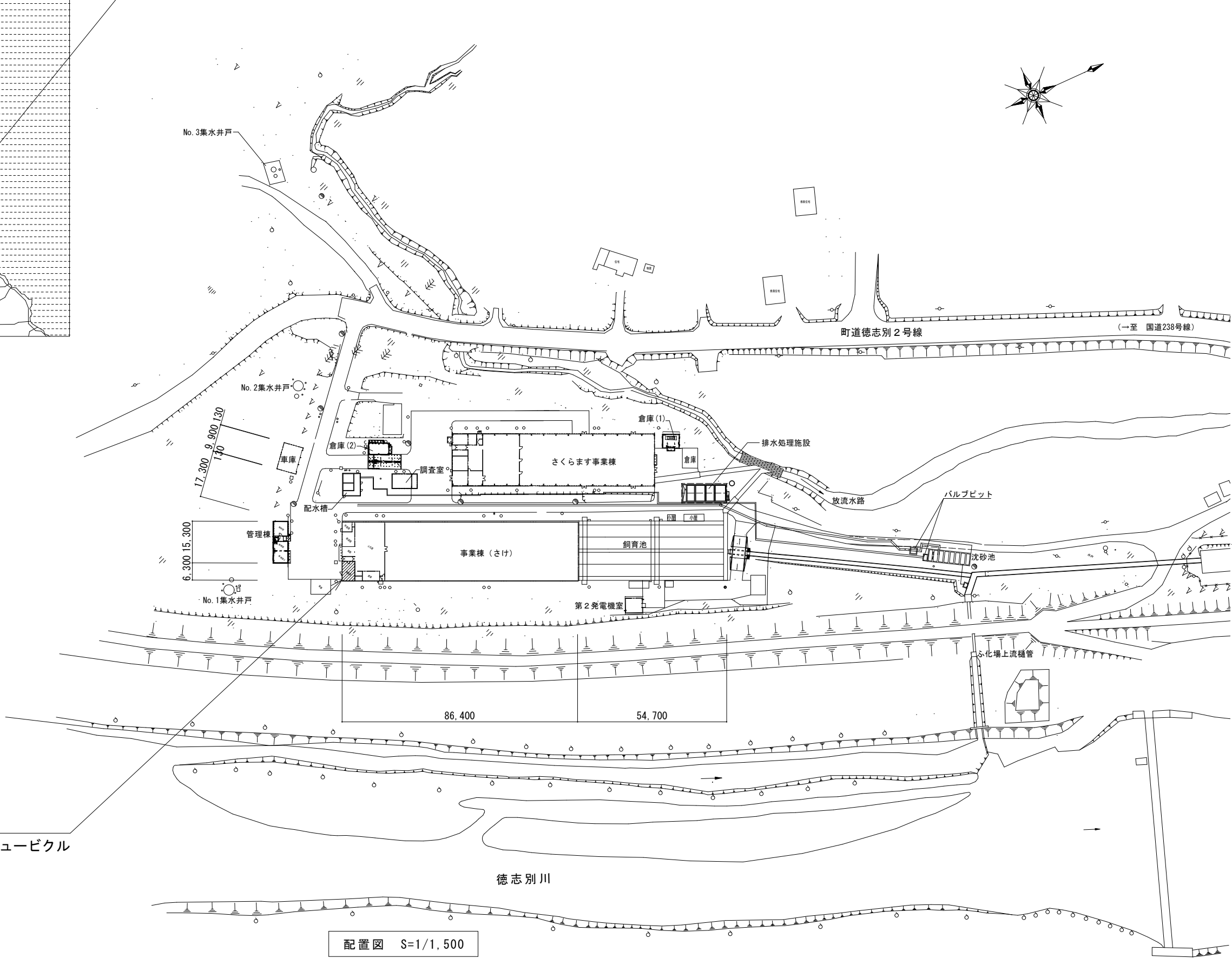
国立研究開発法人 水産研究・教育機構

日付



案内図 S=1/200,000

徳志別さけます事業所
枝幸郡枝幸町徳志別1277番地2

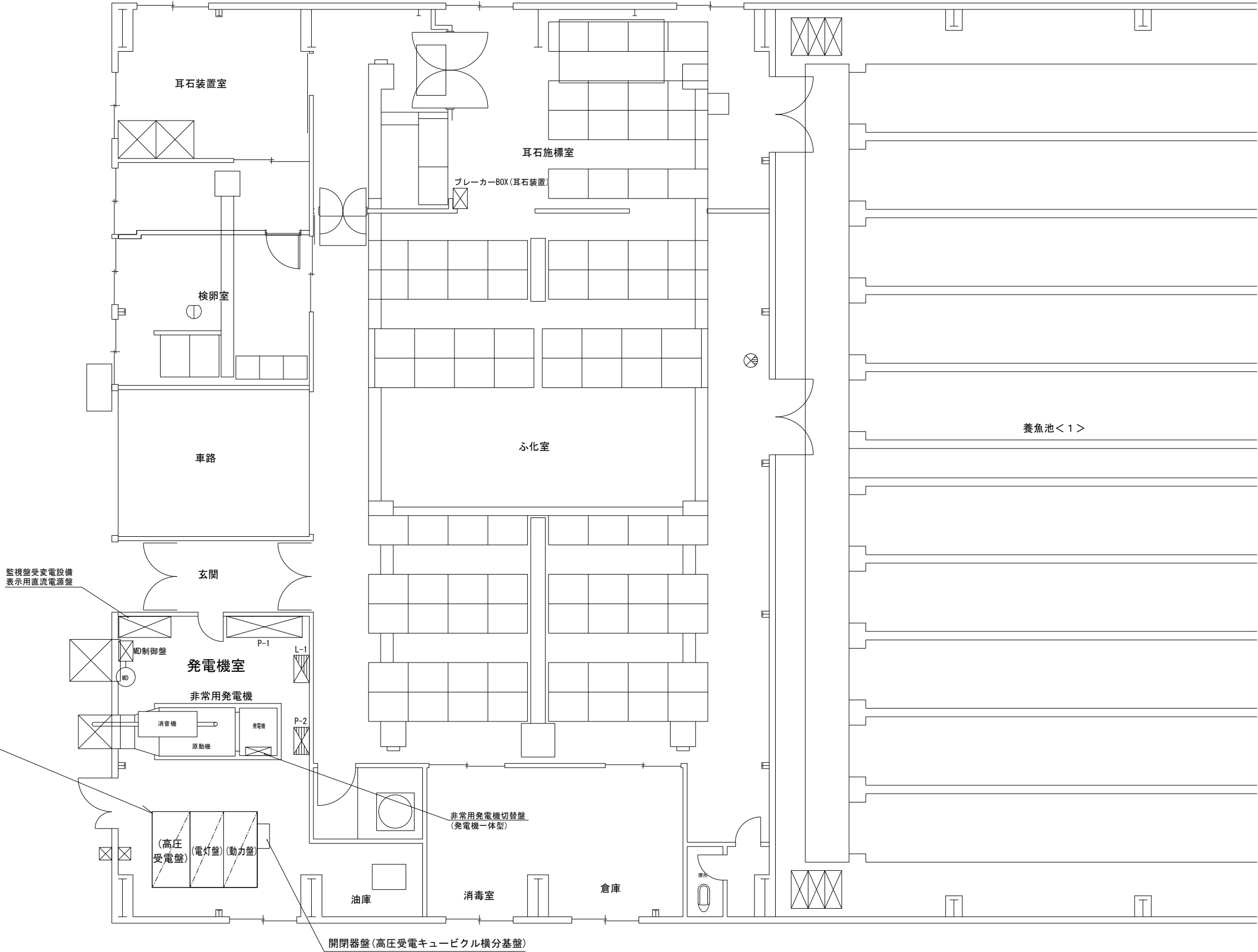


工事箇所
ふ化室兼養魚池上屋 発電機室キュービクル

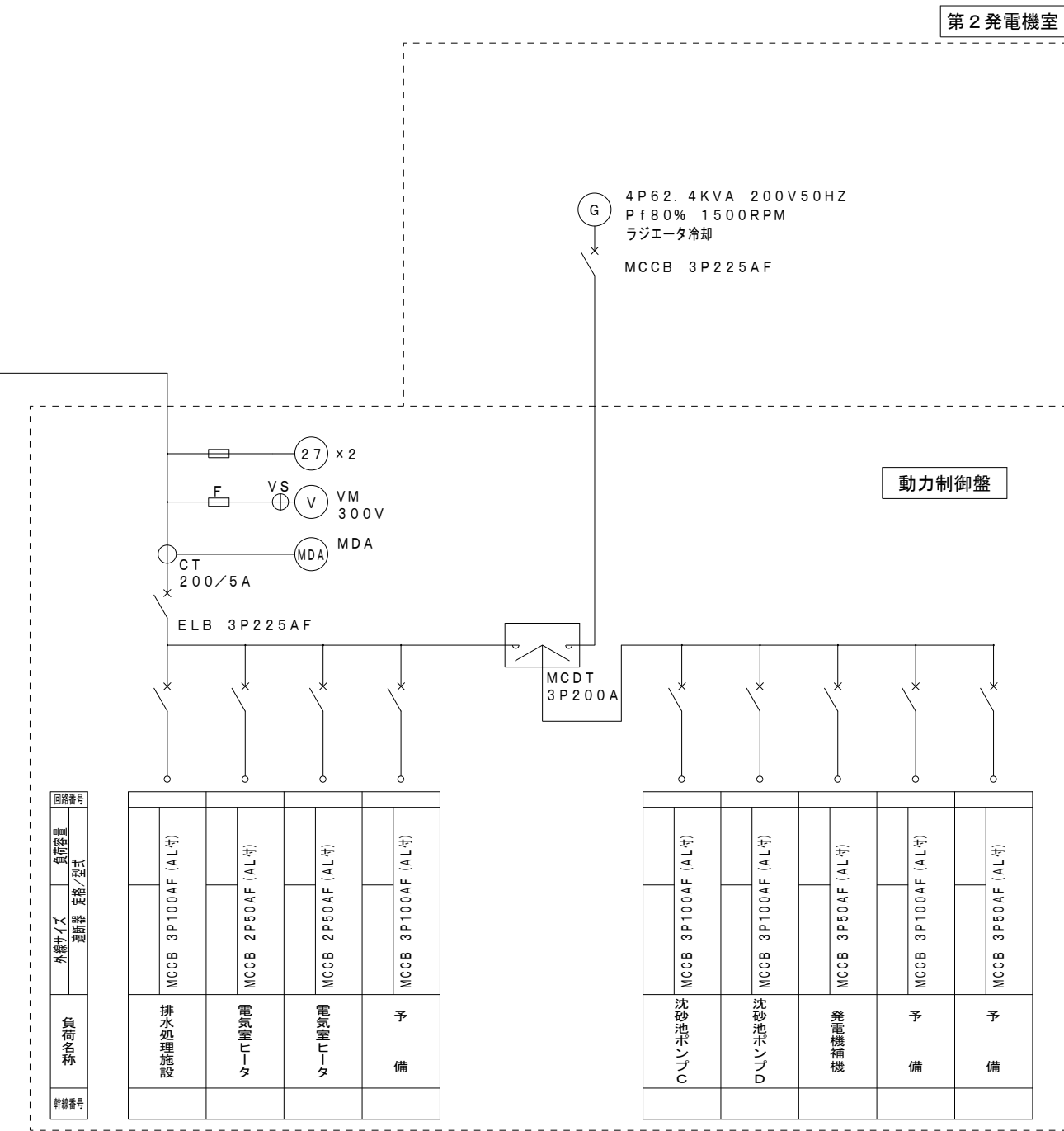
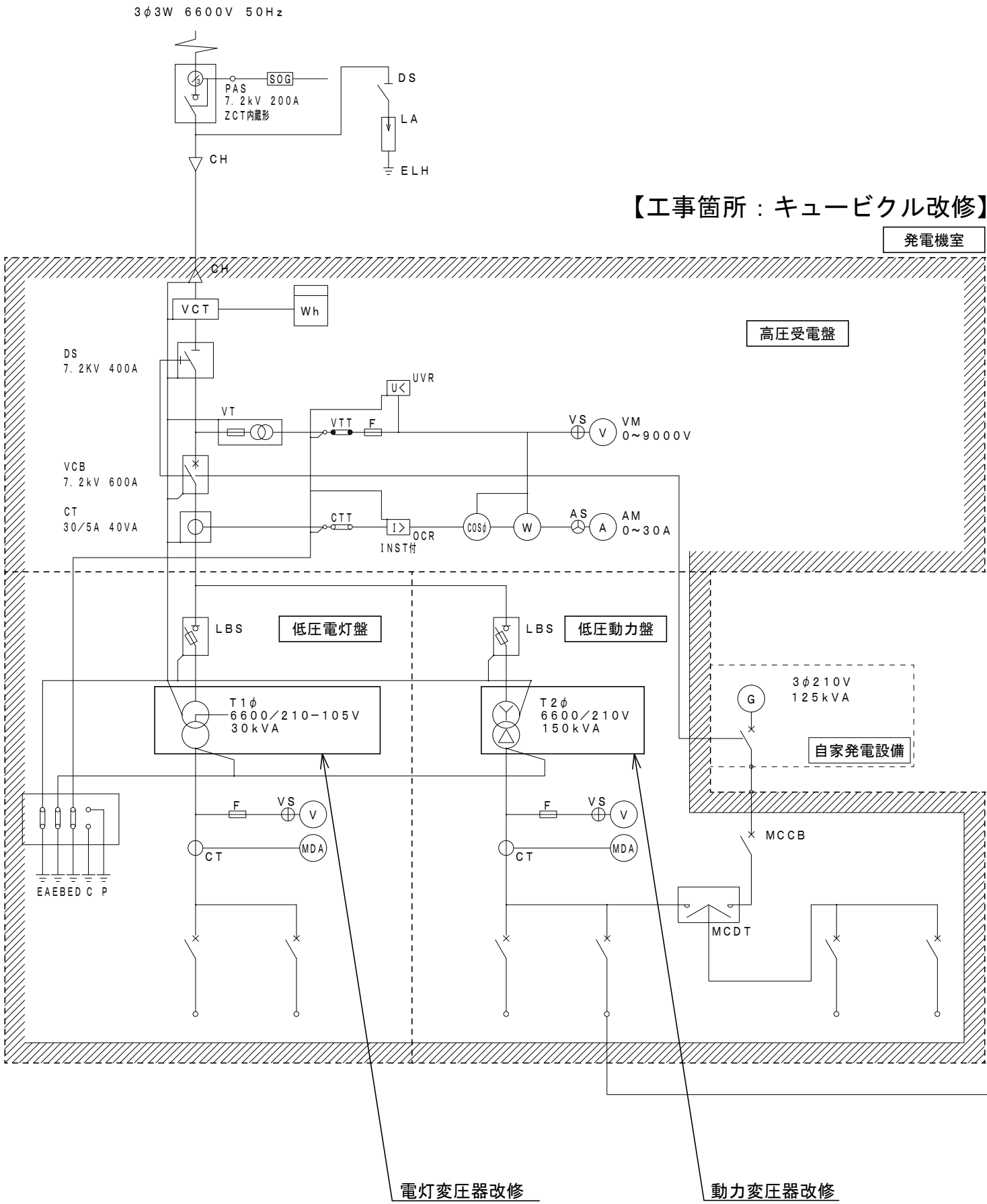
配置図 S=1/1,500

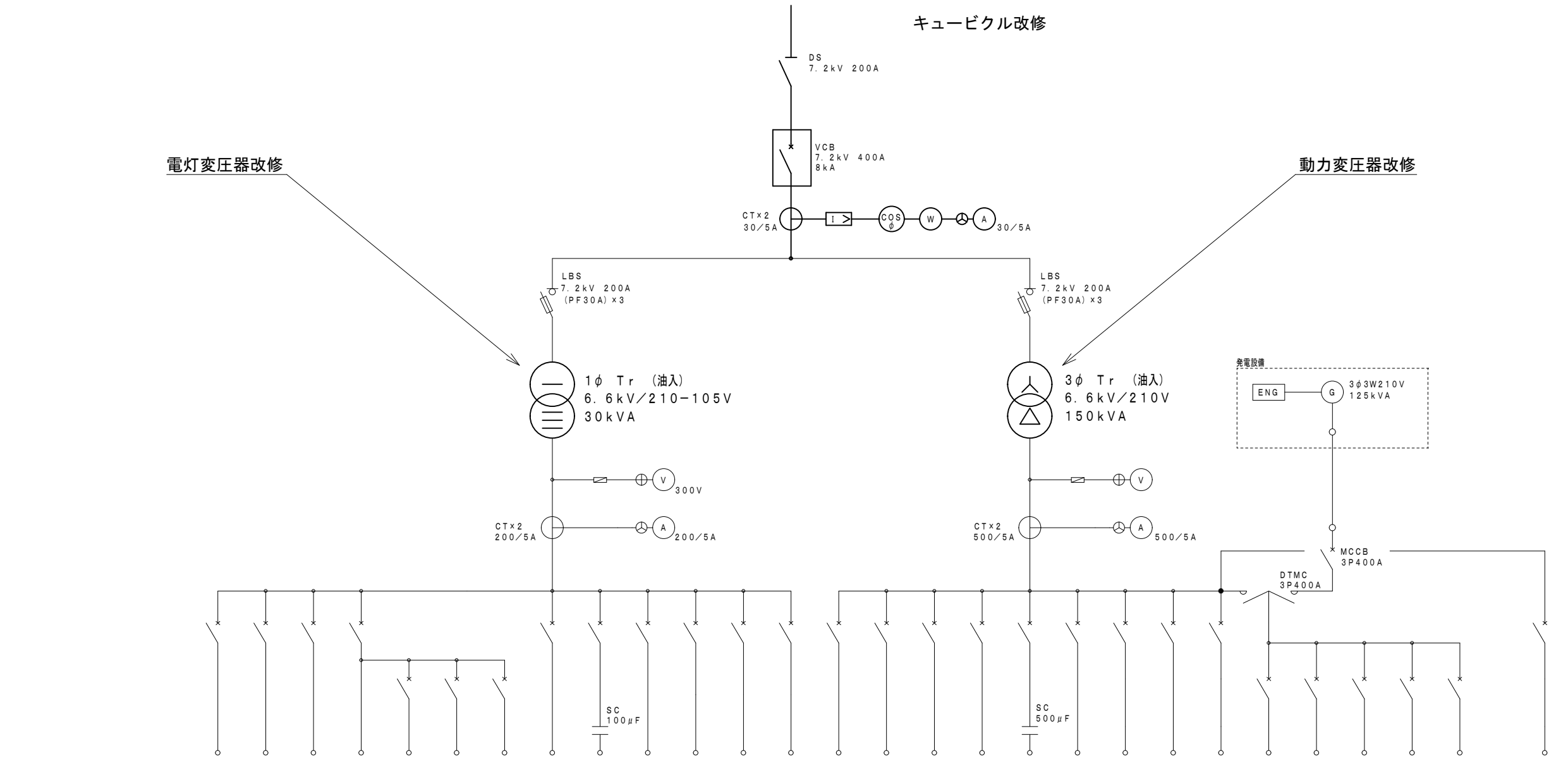
徳志別さけます事業所第1受電設備更新工事

水産研究・教育機構 徳志別さけます事業所	S=図示
案内図・配置図	
水産資源研究所さけます部門札幌拠点	



工事箇所：キュービクル改修
高圧受電盤改修
電灯変圧器
動力変圧器





負荷名称		L-1	管理棟	LP-1	外灯主幹	外灯(1)	外灯(2)	外灯(3)	調査室	低圧 コンデンサ	所内電源 SOG電源	LP-1	LP-2	LP-3	L-1	L-1	LP-1	予 備	低圧 コンデンサ	発電機 補 機	LP-1	LP-2	LP-3	P-1 (1)	P-1 (2)	予 備	発電機補機 電源	既設整流器	P-2動力盤
配 線 用 遮 断 器 (M C B)	負荷容量	11.5 kW	5.05 kW	35.6 kW	1.26 kW	0.42 kW	0.42 kW	0.42 kW	1.857 kW			2.492 kW	1.24 kW	3.659 kW	9.0 kW	2.2 kW	12.0 kW				29.7 kW	5.0 kW	12.0 kW	59.5 kW	41.5 kW				22.4 kW
	極数 (P)	3	3	3	3	2	2	2	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	定格電流 (A)	100	50	100	50	20	20	20	30	30	20	20	20	20	75	50	75	75	40	20	200	75	100	225	225	100	20	20	125 ^A
	定格遮断電流 (kA)	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	18.0
電線サイズ		CVT 38 [*]	CV 14 [*] -3C	CV 38 [*] -3C		CV 3.5 [*] -3C	CV 3.5 [*] -3C	CV 3.5 [*] -3C	CE 8 [*] -3C			CV 14-3C [*]	CV 14-3C [*]	CV 14-3C [*]	CV 22 [*] -3C	CV 14-3C [*]	CV 22 [*] -3C				CV 100 [*] -3C	CV 22 [*] -3C	CV 38 [*] -3C	CVT 100 [*]	CVT 100 [*]		CV 3.5-3C	CV 3.5-3C	CE 38 [*] -3C
幹線記号		11	12	13	14	141	142	143	36	16	17	18	19	110	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34	35	37
備考						200V	100V	100V																					

受変電設備単線結線図